

イ 港湾台帳の整備等

勧告	図表番号								
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>港湾管理者（都道府県等）は、自らが管理する港湾施設の状況及び当該港湾施設の管理、利用に資する事項を総論的に把握するとともに、港湾利用者を始め一般国民に港湾施設に関する情報を開示するため、港湾法第 49 条の 2 第 1 項に基づき、管理する港湾について、港湾台帳を調製することとされている。同台帳は、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）第 14 条に基づき、帳簿及び図面をもって組成することとされている。</p> <p>港湾台帳は、港湾法施行規則第 14 条第 2 項において様式が規定されており、①港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別、②港湾における潮位、③港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項、④港湾に関する条例、規則等を記載することとされている。</p>	<p>表(1)-イ-①</p> <p>表(1)-イ-②</p>								
<p><b>【現状及び問題点等】</b></p> <p>港湾管理者における港湾台帳の整備状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 調査した 17 港湾管理者が管理する 18 港湾では、全ての港湾管理者において港湾台帳を整備しているが、このうち、i) 9 港湾管理者が管理する 9 港湾（50%）では、記載すべき事項（建設開始年度及び建設終了年度、事業費等）が記載されていない、ii) 1 港湾管理者が管理する 1 港湾（5.6%）では、現行の港湾法施行規則で規定されている様式ではなく、改正前の同規則で規定されていた様式で台帳が整備されていたことから、一部記載すべき事項が記載されていないなど、港湾台帳が適正に整備されていない。</p> <p>表 1 港湾台帳の整備状況 <span style="float: right;">（単位：管理者、港湾、%）</span></p> <table border="1" data-bbox="197 1406 1214 1579"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 1406 389 1541">港湾管理者数</th> <th data-bbox="389 1406 580 1541">港湾数</th> <th data-bbox="580 1406 804 1541">整備されている港湾数</th> <th data-bbox="804 1406 1214 1541">うち、記載すべき事項が記載されていないなど適正に整備されていない港湾数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1541 389 1579">17</td> <td data-bbox="389 1541 580 1579">18(100)</td> <td data-bbox="580 1541 804 1579">18(100)</td> <td data-bbox="804 1541 1214 1579">10(55.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 ( )内は、構成比である。</p> <p>また、調査した 17 港湾管理者のうち、設置年度が不明な港湾施設の延長を把握している 11 港湾管理者が所有する港湾施設において、設置年度が不明なものが、外郭施設については、総延長 58 万 2,862mのうち 19 万 3,737 m（33.2%）、係留施設については、総延長 25 万 8,471mのうち 1 万 7,289 m（6.7%）みられた。</p> <p>なお、調査した 10 地方整備局等管内の国有港湾施設において、設置年度が不明なものが、外郭施設の総延長 33 万 283mのうち 6,013m（1.8%）、係</p>	港湾管理者数	港湾数	整備されている港湾数	うち、記載すべき事項が記載されていないなど適正に整備されていない港湾数	17	18(100)	18(100)	10(55.6)	<p>表(1)-イ-③</p>
港湾管理者数	港湾数	整備されている港湾数	うち、記載すべき事項が記載されていないなど適正に整備されていない港湾数						
17	18(100)	18(100)	10(55.6)						

留施設の総延長 26 万 2,982mのうち 3,809m (1.4%) みられた。

表 2 設置年度が不明な港湾施設の延長

(単位：m、%)

区分		外郭施設	係留施設
国有港湾施設	総延長	330,283 (100)	262,982 (100)
	うち設置年度が不明な延長	6,013 (1.8)	3,809 (1.4)
港湾管理者が 所有する港湾 施設	総延長	582,862 (100)	258,471 (100)
	うち設置年度が不明な延長	193,737 (33.2)	17,289 (6.7)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、構成比である。

3 平成 22 年 12 月 1 日現在である。

4 調査した地方整備局等のうち、北海道開発局が管理する国有港湾施設については、特定重要港湾（現在、国際拠点港湾）、重要港湾、地方港湾を各 2 港湾抽出し調査した。

5 調査した 17 港湾管理者のうち、設置年度が不明な港湾施設の延長を把握していない

6 港湾管理者を除外した。

- ② 調査した 17 港湾管理者が管理する 18 港湾のうち、3 港湾管理者が管理する 3 港湾（16.7%）では、港湾台帳以外に港湾施設に係る台帳を独自に整備しているものがみられた。これらの港湾管理者は、その理由について、i）港湾台帳は、維持管理に必要な点検結果などの記載項目がなく、維持管理に十分活用できないため、簡易な施設諸元、平面図、断面図及び点検結果を入力する「維持管理データベース（点検台帳）」を整備している、ii）水門管理上の詳細な情報（水門看守人名など）を把握する必要があるため、「水門台帳」を整備し、水門情報表、位置図、詳細図面及び写真を保存している、iii）港湾台帳では、管理する施設の全てが把握できず、維持管理する上での情報が不十分であるため、施設ごとに「施設台帳」を整備しているとしている。

このように、港湾管理者の中には、港湾台帳以外に維持管理情報を記録整理するための台帳が整備されているものがみられるが、これらの台帳では、長期間にわたって港湾施設を適切に維持管理していく観点から、非効率と考えられる状況もみられた。

一方、国土交通省では、国有港湾施設の維持管理に必要な施設諸元や点検結果等の維持管理情報を総合的に管理し、国有港湾施設の適切な維持管理を図るため、データベース化を進めている（詳細は、後述第 3 の 1 (1) ウ(エ) 参照）。

管理する港湾施設の施設数や規模等を考慮する必要があるが、各港湾管理者において、当該データベース化の取組を参考とすることにより、維持管理情報をより効率的かつ効果的に活用できるような取組を講じ得るものと考えられる。

**【所見】**

したがって、国土交通省は、港湾管理者における港湾台帳の適正な整備及び維持管理情報のより効率的かつ効果的な活用が図られるよう、次の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるよう配慮すること。

- ① 港湾管理者に対し、港湾台帳の整備を徹底するよう要請すること。
- ② 港湾管理者に対し、港湾施設の維持管理情報のより効率的かつ効果的な活用  
が図られるよう、国土交通省における維持管理情報のデータベース化に係る情  
報を提供すること。

表(1)ーイー① 港湾台帳の整備に関する規程

○ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）（抜粋）

（港湾台帳）

第 49 条の 2 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

2 港湾台帳に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○ 港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）（抜粋）

（港湾台帳）

第 14 条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。

2 帳簿には、港湾につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、第 5 号様式とする。

一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別

二 港湾における潮位

三 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要をは握するために必要な事項

四 港湾に関する条例、規則等

3 図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。

一 区域平面図は、縮尺 5 万分の 1 以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、ハ、ニ又はホにあつては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。

イ 港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域

ロ 港則法に基づく港の区域

ハ 河川法第 3 条第 1 項に規定する河川の河川区域

ニ 海岸法第 3 条の規定により指定される海岸保全区域

ホ 漁港法第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定される漁港の区域

二 施設位置図は、縮尺 1 万分の 1 以上の平面図とし、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

イ 港湾区域及び臨港地区

ロ 港湾施設の位置（当該施設の施設番号を付記すること。）

ハ 水域施設、外郭施設、係留施設等のうち主要なものの規模

三 施設断面図には、少なくとも外郭施設及び係留施設のうち主要なものの標準的な断面図を記載するものとする。

4 帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、港湾管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

第 14 条の 2 港湾管理者は、港湾台帳をその事務所に備えておき、その閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

第5号様式（一例：外郭施設（防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁））

種類	
施設番号	
名称	
管理者名等	
構造形式	
延長（m）	建設延長
	機能保有延長
天端高（m）	
消波工延長（m）	
主要用材	
建設開始及び 終了年度	開始年度
	終了年度
事業費	総額（千円）
	補助金額（千円）
備考	

（注）下線は当省が付した。

表(1)ーイー② 港湾台帳（第5号様式）に記載すべき事項例

種類、施設番号、名称、管理者名等、構造形式、延長（建設延長、機能保有延長）、 <sup>てんぽだか</sup> 天端高、消波工延長、主要用材、建設開始及び終了年度（開始年度、終了年度）、事業費（総額、補助金額）
---

（注）港湾法施行規則第14条第2項による第5号様式のうち、外郭施設の一部（防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁）から抜粋した。

表(1)ーイー③ 港湾管理者における港湾台帳の整備状況

（単位：港湾）

港湾施設の種類の	記載されていない主な事項	必要な事項が記載されていない港湾数
外郭施設（防波堤等）	構造形式	2
	建設開始年度及び終了年度	6
	天端高	2
	主要用材	1
	事業費	6
係留施設（岸壁等）	構造形式	3
	建設開始年度及び終了年度	6
	天端高	3
	事業費	5
臨港交通施設（道路等）	建設開始年度及び終了年度	4
	事業費	2
その他	施設位置図	1

（注）1 当省の調査結果による。

2 港湾台帳に記載すべき事項を記載していない10港湾管理者（10港湾）のうち、現行様式の台帳を整備している9港湾管理者（9港湾）における整備状況を記載した。